

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人兩名の弁護人山田正一の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ(傷害の手段として監禁がなされたものであつても、その行為の性質からみて、両者が通常手段結果の關係にあるものとは認められないから、刑法五四条一項の牽連犯にはあたらぬものとした原判決の判断は相当である。 )。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年九月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田 中 二 郎

裁判官 下 村 三 郎

裁判官 松 本 正 雄

裁判官 飯 村 義 美